新潟県条例第17号

新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年新潟県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改　　　正　　　後	改　　　正　　　前
（営業所の設置等） **第10条**　（略） ２～４　（略） ５　浄化槽保守点検業者は、営業所に置いた全ての浄化槽管理士に対し、第２条第１項又は第３項の登録の有効期間ごとに、規則で定める研修を受けさせなければならない。ただし、当該登録の有効期間内に浄化槽管理士免状の交付を受けた浄化槽管理士については、この限りでない。	（営業所の設置等） **第10条**　（略） ２～４　（略）

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現に知事の登録を受けて県内で浄化槽の保守点検を行う事業を営んでいる者については、当該登録の有効期間の満了の日までの間は、改正後の第10条第５項の規定は、適用しない。